エルメックでんき　料金表（低圧）

2026 年 11 月 1 日実施

エルメック株式会社

（小売電気事業者登録番号： A 0714）

ELMEC

目　　次

第1条　適　　用 1
第2条　契　約　種　別 1
第3条　従　量　電　灯AorB 1
第4条　従　量　電　灯BorC 2
第5条　低 圧 動 力 3
第6条　そ　の　他 5
附　則（実施期日） 5
別　表 6
1　電源調達調整費 6

料金表　（低圧）

第1条　適　用

この料金表（低圧）（以下「この料金表」といいます。）は，当社の「エルメックでんき電気需給約款【低圧】」（以下「需給約款」といいます。）が適用となるお客さまの料金その他の供給条件を定めたものです。

第2条　契　約　種　別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別
電　灯　需　要	従　量　電　灯　A or B ※1
	従　量　電　灯　B or C ※2
動　力　需　要	低　圧　動　力

※1　従量電灯Aの適用地域：関西・中国・四国

従量電灯Bの適用地域：北海道・東北・東京・中部・北陸・九州

※2　従量電灯Bの適用地域：関西・中国・四国

従量電灯Cの適用地域：北海道・東北・東京・中部・北陸・九州

第3条　従　量　電　灯Ａ or　Ｂ

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるお客さまに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，一般送配電事業者の託送供給等約款の定めるところによるものといたします。

(3)　料　金

2026年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料 金 表　Ａ　ｏｒ　Ｂ

料金は，基本料金，供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。），電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といた

します。電源調達調整費は，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお，基本料金単価，従量料金単価には，消費税等相当額を含むものといたします。

料金表　（従量電灯A or B）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
北海道エリア	10A につき	554.94 円	1kWh につき	34.70 円
東北エリア	10A につき	399.30 円	1kWh につき	30.34 円
東京エリア	10A につき	392.11 円	1kWh につき	29.50 円
中部エリア	10A につき	469.43 円	1kWh につき	26.50 円
北陸エリア	10A につき	242.00 円	1kWh につき	27.50 円
九州エリア	10A につき	459.08 円	1kWh につき	25.20 円
関西エリア	6kVA まで	582.90 円	1kWh につき	27.13 円
中国エリア	6kVA まで	684.38 円	1kWh につき	29.04 円
四国エリア	6kVA まで	733.28 円	1kWh につき	29.22 円

※基本料金（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）については契約容量60Aまでとする。
※使用量が0の場合，基本料金（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）は半額とする。
※基本料金（北海道・東北・東京・中部・北陸・九州）の計算方法は以下のとおりとする。
（例）東京エリア　50Aの場合
10A　392.11円×5＝1,960.55円
※基本料金（関西・中国）については最低料金（最初の15kWh）までとする。
※基本料金（四国）については最低料金（最初の11kWh）までとする。

第4条　従　量　電　灯　B　or　C

(1)　適　用　範　囲

電灯または小型機器を使用する需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客さまに適用いたします。

(2)　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(3)　料　金

2026年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料 金 表　B　or　C

料金は，基本料金，供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。），電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電源調達調整費は，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお，基本料金単価，従量料金単価には，消費税等相当額を含むものといたします。

料金表　（従量電灯B or C）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
北海道エリア	1kVA	554.94 円	1kWh につき	34.70 円
東北エリア	1kVA	399.30 円	1kWh につき	30.34 円
東京エリア	1kVA	392.11 円	1kWh につき	29.50 円
中部エリア	1kVA	469.43 円	1kWh につき	26.50 円
北陸エリア	1kVA	242.00 円	1kWh につき	27.50 円
九州エリア	1kVA	459.08 円	1kWh につき	25.20 円
関西エリア	1kVA	581.40 円	1kWh につき	23.43 円
中国エリア	1kVA	619.87 円	1kWh につき	27.04 円
四国エリア	1kVA	635.80 円	1kWh につき	26.72 円

※使用量が0の場合，基本料金（全エリア）は半額とする。

※基本料金（全エリア）の計算方法は以下のとおりとする。

（例）東京エリア　15kVAの場合

1kVA　392.11円×15kVA＝5,881.65円

第5条 低 圧 動 力

(1) 適　用　範　囲

動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるお客さまに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

(3) 料　金

2026年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件に適用いたします。

■ 料 金 表　　低 圧 動 力

料金は，基本料金，供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。），電源調達調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。電源調達調整費は，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が3円00銭未満となる場合は，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を差し引いたものとし，別表1（電源調達調整費）（1）によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が10円00銭を超える場合には，別表1（電源調達調整費）（5）によって供給エリアごとに算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお，基本料金単価，従量料金単価には，消費税等相当額を含むものといたします。

1月につき，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

料金表　（低圧動力）

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
北海道エリア	1kW	1630.59 円	1kWh につき	28.16 円
東北エリア	1kW	1383.63 円	1kWh につき	21.80 円
東京エリア	1kW	1245.51 円	1kWh につき	20.00 円

供給エリア	基本料金単価		従量料金単価	
中部エリア	1kW	1314.51 円	1kWh につき	17.00 円
北陸エリア	1kW	1142.68 円	1kWh につき	18.00 円
九州エリア	1kW	1202.24 円	1kWh につき	17.45 円
関西エリア	1kW	1188.82 円	1kWh につき	15.91 円
中国エリア	1kW	1151.32 円	1kWh につき	18.67 円
四国エリア	1kW	1240.47 円	1kWh につき	18.49 円

※使用量が0kWhの場合，基本料金（全エリア）は半額とする。

※基本料金の力率割引はございません。

※基本料金（全エリア）の計算方法は以下のとおりとする。

（例）東京エリア　10kWの場合

1kW　1245.51円×10kW＝12,455円

※契約電力は実量制とする。

第6条　そ　　の　　他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については，需給約款に定めるところによるものといたします。

附　　則（実施期日）

この料金表は，2026年11月1日から実施いたします。

別　　表

1　電源調達調整費

(1)　平均市場価格の算定

平均市場価格は，一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引「(一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における使用量合計により除した値とし，供給エリア（ただし，沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお，平均市場価格には，消費税等相当額は含まれないものといたします。また平均市場価格の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　電源調達調整費

供給エリアに応じた1キロワット時当たりの電源調達調整費は，供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき，次のとおりといたします。

なお，供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が3円00銭以上となり，かつ，10円00銭以下となる場合の電源調達調整費は，0円といたします。また，次の算式における消費税率とは，消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整費の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

① 1キロワット時当たりの平均市場価格が3円00銭未満となる場合

電源調達調整費＝（3円00銭－供給エリアに応じた平均市場価格）×（1＋消費税率）

② 1キロワット時当たりの平均市場価格が10円00銭を超えた場合

電源調達調整費＝（供給エリアに応じた平均市場価格－10円00銭）×（1＋消費税率）

(3)　電源調達調整費の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用し，次のとおりといたします。

N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適

用される電源調達調整費は，N月の検針日からN＋1月の検針日までの期間に係るJEPXエリアプライスに基づき算定した電源調達調整単価によって算定するものとします。

(4)　エリアプライスの適用

供給エリアに応じて適用するエリアプライスは，JEPX が公表する値とし，次のとおりといたします。

供　給　エ　リ　ア	適用するエリアプライスの名称
北　海　道　エ　リ　ア	エリアプライス北 海 道
東　北　エ　リ　ア	エリアプライス東 北
東　京　エ　リ　ア	エリアプライス東 京
中　部　エ　リ　ア	エリアプライス中 部
北　陸　エ　リ　ア	エリアプライス北 陸
関　西　エ　リ　ア	エリアプライス関 西
中　国　エ　リ　ア	エリアプライス中 国
四　国　エ　リ　ア	エリアプライス四 国
九　州　エ　リ　ア	エリアプライス九 州

(5)　電源調達調整額

電源調達調整額は，その1月の使用電力量に（2）によって算定された電源調達調整単価を適用して算定いたします。

(6)　電源調達調整単価のお知らせ

当社は，当社が適切と判断した方法により，電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

以　上